

仙台市泉区役所新庁舎コンビニエンスストア運営事業者選定に係る 公募型プロポーザル評価要領

1 評価要領

- (1) 仙台市泉区役所新庁舎コンビニエンスストア運営事業者選定に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査会」という。）において、企画提案書及び提案者のプレゼンテーションにより審査を行い、借受候補者を選定する。
- (2) 審査会は、2「評価項目」に基づき採点し、最高得点者を第一借受候補者、次に高い者を第二借受候補者として選定する。
- (3) 5名の審査委員が審査し、審査委員一人当たりの持ち点を200点、合計1,000点を満点とする。
- (4) 2「評価項目」に示す★以外の評価項目について、各審査委員の合計点数が満点（600点）の6割に達しない場合、借受候補者として選定しないものとする。ただし、審査会の審議により、採択にあたっての条件を付したうえで、借受候補者とすることができる。

2 評価項目

| 区分 | 評価項目 | 評価の視点 | 配点 |
|---------|-----------------|---|----|
| 1 運営体制 | 国または地方公共団体での実績 | ・直近3年間において、国または地方公共団体が設置する庁舎におけるコンビニエンスストアの運営実績について、件数、庁舎名称、運営開始日が具体的に示されており、その運営実績が十分であるか。 | 10 |
| | ★営業日 | ・募集要項4(2)に示す必須の営業日以外についても営業する提案がされており、営業日数が充実した内容となっているか。 | 40 |
| | ★営業時間 | ・募集要項4(3)に示す必須の営業時間以外についても営業する提案がされており、営業時間が充実した内容となっているか。 | 20 |
| | 商品搬入、 廃棄物の搬出 | ・来庁者の動線や安全性に十分配慮した、適切な搬入時間及び搬入方法が具体的に示されているか。 ・廃棄物の分別、一時保管及び搬出・処理方法について、庁舎の運用上支障のない適切な計画となっているか。 | 20 |
| 2 取扱商品等 | 取扱商品 | ・店舗で取り扱う商品内容が具体的に示されており、新庁舎の利用者（窓口来庁者、職員、区民広場利用者等）の特性を踏まえ、需要に見合った品揃えとなっているか。 ・ホットスナックや調理販売など、利用者の満足度向上につながる独自性のある商品の提案がされているか。 | 20 |
| | 取扱サービス | ・店舗で提供するサービス内容が具体的に示されているか。 ・募集要項4(4)に示す必須の取扱サービスに加え、利用者の利便性や満足度の向上につながるサービスが提案されており、その内容が有効かつ実現可能なものとなっているか。 | 20 |
| | ★賑わい創出 | ・将来的な広場や民間施設の整備による利用者増加を見据え、店舗利用をきっかけとして利用者の滞在や回遊を促すなど、新庁舎、区民広場の利用促進や賑わい創出に寄与する取り組みが提案されており、その内容が有効かつ実現可能なものとなっているか。 | 10 |
| | ★その他アピール事項 | ・地域貢献や大規模災害時の支援など、本市に寄与するアピール事項が提案されており、その提案が有効かつ実現可能なものとなっているか。 | 10 |

| | | | |
|--------|--------------|--|-----|
| 3 店舗工事 | 店舗工事計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎開庁予定日に営業が開始できる、実現性の高い工程計画となっているか。 ・工事期間中における来庁者の安全確保（養生、動線確保、誘導方法）や、騒音・振動・粉塵等の影響を最小限に抑えるための対策が具体的に示されているか。 | 10 |
| | レイアウト及びイメージ図 | <ul style="list-style-type: none"> ・レジ位置、陳列棚の配置、商品の動線等について、利用者の回遊性・視認性・安全性に配慮した合理的なレイアウトとなっているか。 ・広告物を含む店舗デザインが、新庁舎の意匠や色調に調和し、過度に景観を損ねないものとなっているか。 | 20 |
| 4 賃借料 | 貸付料の提案額 | | 20 |
| 合計 | | | 200 |